	蒸気料	他から購入する汽力発電用蒸気に関する費用を整理する。
	運炭費	本貯炭場から汽かんまでの運搬費及び貯炭繰込費を整理する。（主たる用途として汽力発電設備に整理されたバイオマス発電設備に係る運搬費を含む。）
	核燃料費	
	核燃料減損額	核燃料の当該事業年度の燃焼減損相当額を整理する。
	燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	核燃料の精算差額のうち、当該事業年度に属する修正額を整理するほか、前年度以前に対応する修正額が少額なものを含む。
	濃縮関連費	
	新エネルギー等燃料費	
	バイオマス燃料費	バイオマス発電用燃料に関する費用を整理する。
	廃棄物燃料費	廃棄物発電用燃料に関する費用を整理する。
	助燃費	点火に使用する燃料に関する費用を整理する。
	蒸気料	他から購入する新エネルギー等発電用蒸気に関する費用を整理する。
	運搬費	貯蔵場から汽かんまでの運搬費を整理する。
」		

に、

「	廃棄物処理費	
	火力廃棄物処理費	
	原子力廃棄物処理費	
	放射性廃棄物処理費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で放射性物質の処理のために要する費用を整理する。再処理のために要する費用を除く。
	雑廃棄物処理費	上記の各目に該当しない廃棄物の処理に関する費用を整理する。

を

「	廃棄物処理費	
	火力廃棄物処理費	
	原子力廃棄物処理費	
	放射性廃棄物処理費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で放射性物質の処理のために要する費用を整理する。再処理のために要する費用を除く。
	雑廃棄物処理費	上記の各目に該当しない廃棄物の処理に関する費用を整理する。

に、

「	廃棄物処理費	
	火力廃棄物処理費	
	原子力廃棄物処理費	
	放射性廃棄物処理費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で放射性物質の処理のために要する費用を整理する。再処理のために要する費用を除く。
	雑廃棄物処理費	上記の各目に該当しない廃棄物の処理に関する費用を整理する。
	新エネルギー等廃棄物処理費	

「	原子力発電施設解体費	
	解体費	解体に要する費用を整理する。
	解体費引当	
	解体引当金取崩し（貸方）	解体費のうち解体引当金を取り崩す額を整理する。

を

「

原子力発電施設解体費	解体費	解体に要する費用を整理する。
	資産除去債務計上	
	資産除去債務取崩し（貸方）	解体費のうち資産除去債務を取り崩す額を整理する。

」に改める。

別表第一の第一表中

「

原子力発電設備	同上	

」を

「

原子力発電設備	同上	
新エネルギー等発電設備	同上	

」に

改める。

別表第二の第一表中「７部門」を「８部門」に改め、「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加える。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第五条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「他社購入電源費」の下に「（ｋネルギー供給事業者による非化石ｋネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要する費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少することによって事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額（以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）を除く。）」を加え、同条第二項第二号中「及び核燃料費」を「、核燃料費及び新エネルギー等燃料費」に改め、同項第八号中「他社購入電源費」の下に「（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）」を加える。

第五条第三項第二号中「平均帳簿価額」の下に「（資産除去債務相当資産を除く。）」を加え、同項第五号中「リース資産」の下に「及び資産除去債務相当資産」を加え、「原子力発電施設解体費のうちの引当金純増額」を「原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額」に改め、「火力燃料貯蔵品」の下に「、新エネルギー等貯蔵品」を加える。

第七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　新エネルギー等発電費

第七条第二項中「同項第八号」を「同項第九号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「七部門整理表」を「八部門整理表」に改める。

第八条第一項中「七部門」を「八部門」に改める。

第十五条の五第一項第一号中「他社購入電源費」の下に「（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）」を加える。

第十九条の三第一項中「七部門」を「八部門」に改める。

第二十条第一項中「七部門」を「八部門」に改め、同条第二項中「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び太陽光発電促進付加金相当額」を加え、「及び原子力発電費」を「、原子力発電費及び新エネルギー等発電費」に改め、「により原子力発電費」の下に「及び新エネルギー等発電費」を「、総新エネルギー等発電費」の下に「、総新エネルギー等発電費」を加える。